

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第26号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の表第5号中「300万円未満」を「100万円以上」に改め、別表第1の7の表第7号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加える。

別表第2の6の表第4号を次のように改める。

(4) 行政財産の用途又は目的外の使用許可に関すること。	○
------------------------------	---

別表第2の7の表第7号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。